

6

どんな合併支援策があるの？

新合併特例法下においても、自主的な市町村の合併を推進するため、県では必要な助言や情報提供、広報啓発を行っていくとともに、構想対象市町村等に対しては、行財政支援や人的支援など、市町村合併の検討から合併後の新市町のまちづくりに至るまで連続的かつ総合的な支援策を講じることとしています。

県の合併支援策

(平成18年10月策定)

1 対象地域

- (1) 構想に位置付けられた構想対象市町村
- (2) 新合併特例法に基づく合併市町村

2 支援策の区分

- (1) 行政支援策 (2) 財政支援策 (3) 人的支援策 (4) その他の支援策

財政支援策として、新たに「市町村合併特別交付金」を創設しました。

交付金額

$(2\text{億円} + n \times 1\text{億円}) + (\text{小規模町村数} \times 1\text{億円})$

n : 合併関係市町村数 - 2

小規模町村 : 人口1万人未満の町村

(参考) 平川市と田舎館村、五戸町と新郷村の場合、
合併関係市町村数が2、小規模町村が1、となることから、
 $(2\text{億円} + (2 - 2) \times 1\text{億円}) + (1 \times 1\text{億円}) = 3\text{億円}$ となります。



国の合併支援策

国においては、平成17年8月新市町村合併支援プランを策定し、合併市町村のまちづくりに対する財政措置などを講じることとしています。